

第3回オレンジ勉強会
(テーマ 民事紛争の解決方法一般とオレンジ法律事務所の業務特性
対象 オレンジ法律事務所の弁護士、事務局一同)

2015・11・9 弁護士 辻本恵太

第1 はじめに

- 1 民事紛争とは
- 2 民事紛争の解決方法
- 3 各解決方法の流れ
- 4 民事紛争解決におけるオレンジ法律事務所の特徴
- 5 オレンジ法律事務所のサービス・パフォーマンスの向上のために施策

第2 民事紛争とは

- 1 民事紛争 ≡ 私人間の権利や義務に関する争い
私人間・・・個人×個人，企業×個人，企業×企業

cf. 刑事事件 いわゆる犯罪行為をしたと疑われる者について、国家の捜査機関が介入して犯罪を行ったのかどうか捜査を行い、裁判において刑罰を科すかどうか等について判断を行う手続

刑事訴訟法第1条

この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

- 2 民事紛争の例

例1 Yさんが貸した金を返さないで、XがYに対して返せという。

= XのYに対する貸金返還請求権

例2 Yさんから不動産を購入したのに、登記を移転してくれないので、移転登記をして欲しい。

= XのYに対する所有権移転登記請求権

例3 Yの運転する車に轢かれて骨折したのでXがYに賠償を求める。

= XのYに対する損害賠償請求権

第3 民事紛争の解決方法

- 1 解決目標

(1) 合意による紛争解決

① 示談書等の和解合意書

② 司法機関等の関与のある場合

調停，即決和解（起訴前和解），仲裁，訴訟上の和解

(2) 合意によらない強制的紛争解決

① **民事訴訟**

② 家事審判，

③ 借地非訟事件

④ 特許庁の無効審判請求等の準司法機関

(3) 債務名義の取得

債務名義（民執法22）・・・債権者に執行機関の強制執行によって実現されるべき債権の存在および範囲を公的に証明した文書であり，強制執行に必要不可欠

ex. 確定判決，仮執行の宣言を付した判決，和解調書，調停調書等

2 任意の交渉

- (1) 弁護士の非介入
- (2) 弁護士の介入
- (3) 解決の書面化
 - ①示談書
 - ②公正証書（強制執行認諾文言付）
 - ③即決和解（起訴前和解）

3 法的手段

- (1) 訴訟
証拠を出し、事実を主張し合い、裁判所の判断を目指す^{*1*2}
→証拠と証拠から推認される事実を結んだストーリーが重要
→法的なあてはめのために、判例調査等も重要
判決ではなく、訴訟上の和解による解決も多い
- (2) 民事調停
あくまで話し合いにより、合意を目指す
- (3) 仲裁手続
- (4) 裁判外の各種紛争処理機関^{*3}
- (5) 支払督促
金銭債権に限り異議がなければ債務名義取得
- (6) 保全処分
- (7) 強制執行
- (8) 破産、特別清算、会社更生、民事再生、特定調停

4 解決手段の選択

紛争の実態をふまえて、選択しうる法的手段を列挙し、最適な法的手段を選択する
→① 紛争の実態を把握し、
② 各紛争解決手段のメリット、デメリット等
を十分に認識しなければならない

ポイント

- (1) 時間はどのくらいかかるのか？
- (2) 費用はどのくらいかかるのか？
- (3) 労力はどのくらいかかるのか？
- (4) 一刀両断的な解決になるのか、柔軟な解決になるのか？
- (5) 第三者が終局的に判断をするのか？
- (6) 当該解決手段で解決しなかった場合、その後どのような解決手段があるのか？
- (7) うまく行かなかった場合のリスクは？（保全申立の違法性の推定、担保金等）

*1 当事者が事実を主張し、これを基礎付けるために証拠を提出する。裁判所は、争いのない事実そのまま、争いのある事実は提出された証拠等をもとに認定し、これらの事実を法律をあてはめて権利義務を確定させる判決を言渡すことにより終局的な解決を図る。

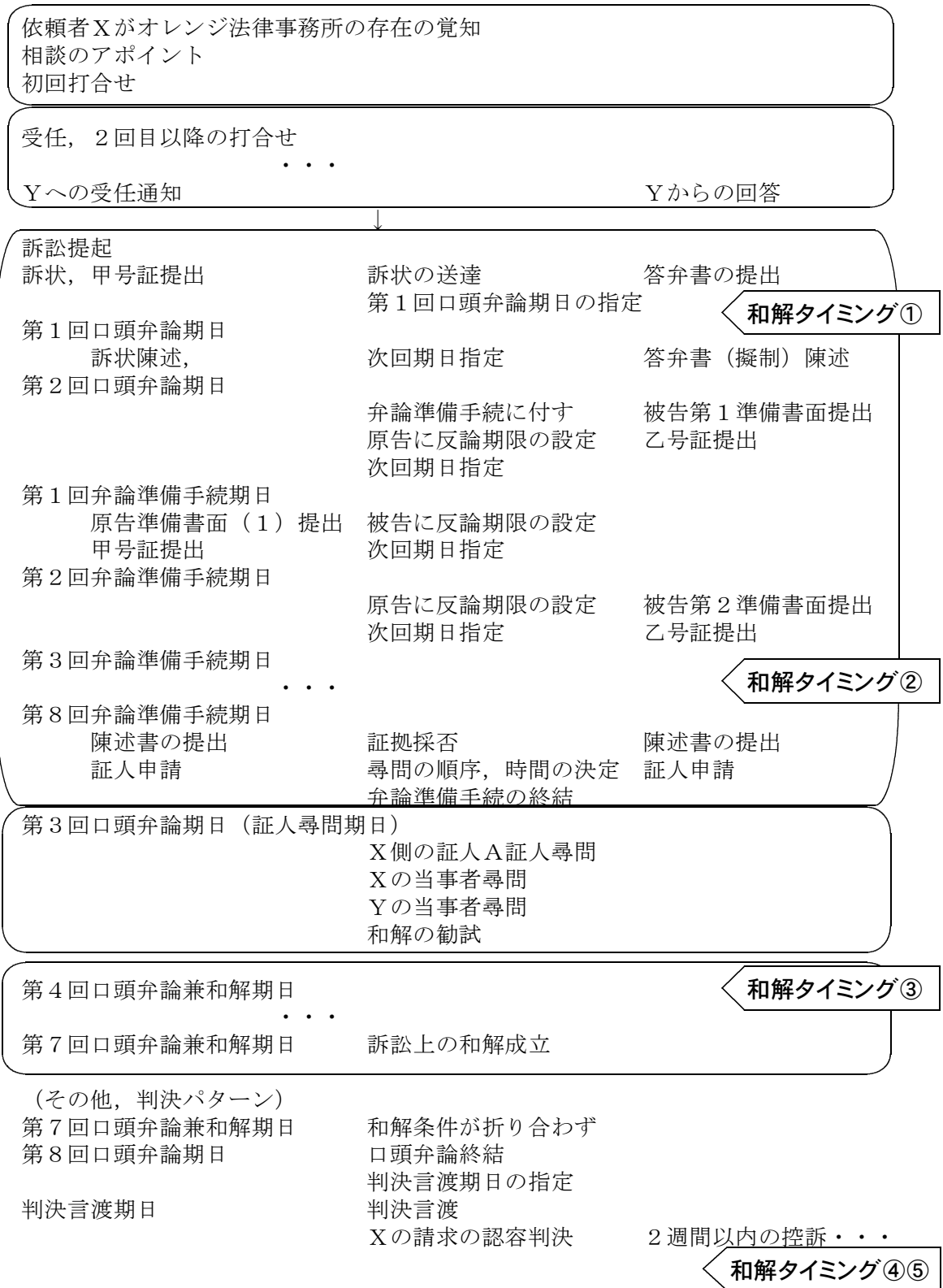
*2 訴訟による解決を図るべき場合としては、①権利関係を明確にしたい、②話し合いによる解決ができない、③大企業のメンツが関わる、構成員の責任問題、④消滅時効の期間が迫っている、⑤回収不能な金銭債権の貸倒損失処理をしたい、（所得税取扱通達基本通達51-12、法人税取扱通達基本通達9-6-2）、⑥詐害行為取消権等、法律上訴えによることが要求されている

*3 日弁連交通事相談センター、交通事故紛争処理センター、建設工事紛争審査会、国民生活センター、消費生活センター、宅地建物取引業保証協会、日本証券業協会、日本商品先物取引協会、著作権紛争解決斡旋委員ほか

第4 解決方法の流れ一般

1 具体例

相談内容：XがYから内装工事を請け負って完成させたのに、注文者Yが代金100万円を支払ってくれないので、Yに100万円を請求したいというXから相談



2 各種期日

各期日で何ができて、何ができないのか
公開か非公開か（＝法廷か否か）
期日に時間がどの程度必要か

- (1) 口頭弁論期日
- (2) 弁論準備手続期日
- (3) 証人尋問期日
- (4) 和解期日

3 送達

訴訟関係人に了知させることを要する訴訟関係書類を確実に伝達する方法
→準備書面のようにFAXで直送することはできないので注意

ex. 訴状, 反訴状, 訴えの変更申立書等^{*1}

4 訴訟係属中の和解のタイミング

5 証拠の重要性

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 手持資料 | (2) 公官庁等からの収集 |
| (3) 弁護士会照会 | (4) 第三者との事前面接 |
| (5) 専門会による鑑定的調査 | (6) 現場・現物の確認 |
| (7) 一般的な問い合わせ・照会 | (8) インターネットによる収集 |
| (9) 第三者に調査を依頼 | |

6 その他, 証拠保全等

- (1) 証拠保全（訴訟提起前, 訴訟係属中）
- (2) 提訴前照会（訴訟提起前）
- (3) 訴えの提起前の証拠収集処分（訴訟提起前）
- (4) 調査嘱託の申立て（訴訟係属中）
- (5) 鑑定嘱託の申立て（訴訟係属中）
- (6) 文書送付嘱託の申立て（訴訟係属中）
- (7) 文書提出命令の申立て（訴訟係属中）
- (8) 当事者照会（訴訟係属中）

7 民事保全の難しさ

民事保全をするべきときにその示唆をしなければ研鑽義務違反となる。
他方, 本案等で敗訴すると仮差押・仮処分の申立の違法性が推定される。
そのため, 誤解のない十分な説明と証拠資料の緻密な検討が必要。

*1 その他, 訴訟告知書, 補助参加申出書, 独立当事者参加申出書, 義務承継者の訴訟参加申出書, 共同訴訟参加申出書, 選定者による請求の追加書, 訴えの取下書, 上訴状, 上告理由書等

第5 民事紛争解決におけるオレンジ法律事務所の特徴

1 事実調査の徹底

- ① 依頼者からの聴取作業の徹底, ② 資料収集の徹底

2 法的調査の徹底

- ① 関係法令等の調査, ② 周辺判例等の調査の徹底

3 見立て・方針決定の精度

- ① 徹底した事実調査・法的調査のもとでの判断
- ② 主任パートナー弁護士, 担当アソシエイト弁護士のみならず, 副任パートナー弁護士と見立て等を協議を経て判断
- ③ 極めて特殊な事件の場合, その経験のある他の専門弁護士に意見を聴取

4 慎重な手続進行

- ① 弁護士介入時期による証拠散逸防止, ② 訴訟における証拠提出時期の検討,
- ③ 証人尋問の準備
 - ・当方のみならず相手方の代理人の立場にもなり, 全ての証人等について主尋問, 反対尋問, 再主尋問の尋問事項を作成する
 - ・供述内容が不確定の場合, 場合分けをして尋問事項を作成する
 - ・反対尋問は尋問事項を何度も組み替えては作り直し, 最終的には全て忘れて記憶に残さないようにする

5 準備書面等の複数チェック

- 主任パートナー弁護士と担当アソシエイト弁護士との間で何度か書面の修正のやり取りをした後, さらに副任パートナー弁護士に書面がチェックし直す

第6 オレンジ法律事務所のサービス・パフォーマンスの向上のために施策

- 1 窓口担当者を分散させて, クイック・レスポンス, 積極的な声掛けの実現
- 2 各オレンジ法律事務所の業務フローを分析し, 遅れている部分を短くする
- 3 打合せ時間の管理, 打合せ時の獲得目標の事前確認, 依頼者の準備の事前告知

第7 今日の勉強会のまとめ

- 1 オレンジ法律事務所のサービス向上, 営業, 経営を考えるためにも, オレンジ法律事務所の業務の特徴を知る必要がある
 - 依頼者にとってオレンジ法律事務所の良いところの主要部分は依頼者自身が気づかないところであり, 依頼者にとってオレンジ法律事務所の悪いところの多くは依頼者が目に付くところであるというサービス特有の性質を理解する
- 2 サービス向上, 業務改善のために, オレンジ法律事務所の業務フローを理解する
 - (1) 弁護士と事務局のいずれもが, オレンジ法律事務所のフロントステージ (依頼者と対面したり接触している業務) と, バックステージ (依頼者と接触していない業務) の両方の業務に携わるものであることを業務フローで理解する。
 - (2) フロントステージでのパフォーマンスの充実, フロントステージとバックステージの連携や, 弁護士と事務局の連携が充実することがサービスの向上に繋がるものと思われ, これらを考えるためにも弁護士と事務局は互いの業務を理解する必要がある。

以上